

姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り） 公募占用指針

1 歩行者利便増進道路制度における公募の趣旨、目的

姫路市では、令和3年2月12日に全国で初めて歩行者利便増進道路（通称：ほこみち。以下「ほこみち」という。）に指定した姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り。以下「大手前通り」という。）において、民間の創意工夫を最大限発揮させ、また大手前通りにふさわしい空間的なデザイン統一を実現するため、公募により占用者を1事業者（※）選定します。

大手前通りは、世界文化遺産姫路城とJR姫路駅を南北につなぐ本市のメインストリートで、『「歩いて楽しい、大好きなお城への道」～「ひと」が集い「まち」とつながる大手前通り～』をコンセプトに、緑・光・にぎわいの連続性を確保し、人が通行するための歩道から人が滞留し楽しむための魅力ある通りとなるよう再整備を実施し、令和2年3月末に完成しました。

そして、令和元年からは再整備のコンセプトを実現するとともに、大手前通り周辺も含めたエリア価値、魅力を向上させるため、大手前通り利活用社会実験「ミチミチ」を実施し、社会実験を通して、大手前通りにおける道路利活用のあり方や、ふさわしいデザイン、目指すべき方向性等を検討してきました。

また、歩行者優先の居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指し、公共空間利活用の仕組みやリノベーションまちづくりなどのウォーカブルな環境づくりに資する様々な取組を進めていくための「姫路市ウォーカブル推進計画」を策定し、その中で大手前通りの歩道は、賑わいを目的とした空間として位置付けられています。

その賑わい創出のため、国において「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目的として創設されたほこみちを活用することにより、イスやテーブルが設置された居心地の良い日常的な賑わいや憩いを創出し、さらに人が増え、大手前通り周辺も含めたエリア価値の向上につながる「好循環」を官民連携で生み出し、「みち」から「まち」を活性化させたいと考えています。

そして、大手前通りにおけるほこみちを一つの手段として、この度選定する占用者とともに、将来的には本市に暮らす人、訪れる人が、「まち」への誇りと愛着がもてる魅力的なまちなかがある「ひめじ」を実現します。

※1事業者とは、個人・法人を問わず、協議会等の任意団体や、共同企業体（JV）等も含まれます。

2 公募占用指針の概要

(1) 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

本市において占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等の種類について、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。）第 16 条の 2 に掲げるもののうち以下の物件とします。

- ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
具体例) デジタルサイネージ（自立移動式）、置き看板、立て看板
- ② ベンチ、街灯、その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
具体例) ベンチ（背もたれがあるものも含む）、やぐら、フラワーポット
- ③ 標識で歩行者の利便の増進に資するもの
具体例) 案内標識
- ④ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

具体例) オープンカフェ等（テーブル・椅子のみも含む）、キッチンカー（違法改造車でないもの）、販売ブース

※オープンカフェ等（テーブル・椅子のみも含む）、販売ブースについては、長期間の設置を原則とします。

※キッチンカーを設置する場合は、計画認定後、個別に姫路警察署との協議が必要です。

※キッチンカーが設置可能な場所は消防活動用空地及び乗り入れ部のみとなります。（別紙 1-1、1-2 参照）

※コンテナハウス等の道路内建築物の設置については、現時点では関係機関との協議が整っておりませんので、この度の公募では対象外とします。

- ⑤ 次に掲げるもので、集会、展示場その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

ア 広告塔その他これに類する工作物

イ 露店、商品置場その他これらに類する施設

※一時的な期間で開催されるイベント等に伴い設置するものとします。

※①、③、⑤に該当する施設等を設置する場合は、表示する内容等について、歩行者利便増進計画書提出前に姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課との事前協議を行ってください。なお、表示する内容等によっては設置できない場合があります。

(2) 公募対象歩行者利便増進施設等の構造等における注意事項

公募対象歩行者利便増進施設等の構造等は、以下のように取り扱うものとします。

- ① 公募対象歩行者利便増進施設等の規模は必要最小限とし、意匠、構造、色彩は、

信号機や道路標識などを妨げず、車両の運転に危険、妨害を生じさせないこと。広告塔等は音声を用いないこと。

- ② 公募対象歩行者利便増進施設等の設置により道路上に死角を生じさせないこと。
- ③ 道路の維持、更新等の作業の際、交通に影響しないこと。
- ④ 広告塔、看板、標識などは、歩行者が著しく路上に滞留する、車両の運転や速度に影響を及ぼす等、交通に支障を生じさせないこと。
- ⑤ 広告塔、催し等のために一時的に設けられる広告塔等については、表示部分が車両の運転者の視界や運転の妨げとならない位置に設置すること。
- ⑥ 食事施設や催し等のために一時的に設けられる露店等は、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水等により、道路の構造や交通に影響しないこと。
- ⑦ 危険なもの、悪臭、騒音等を発するものは認められない。

(3) 道路の占用の場所

- ① 対象道路所在地 : 兵庫県姫路市呉服町47番2から同市綿町104番まで
- ② 対象路線名 : 姫路市道幹第1号線(通称:大手前通り)
- ③ 利便増進誘導区域面積: 約580㎡(詳細は別紙1-1及び1-2参照)
※上記面積は、道路付属物(街路樹、ベンチ、植栽等)を除いた面積です。
※対象利便増進誘導区域面積は、あくまで占用できる場所の最大値面積であり、必ず全てを占有しなければならないものではありません。
- ④ 主な道路付属物の状況: 別紙1-1及び1-2参照
- ⑤ 主な占有物件の状況 : なし

(4) 占用の開始の予定時期

令和4年7月1日以降

※準備期間を考慮し上記時期としています。令和4年9月1日までの期間で占有を開始して下さい。

(5) 道路管理者が公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い占有者に求める措置内容 公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い以下の事項を遵守する必要があります。占有料の減免の条件となります。

- ① 道路管理者が行う道路の点検及び道路工事等を実施する際は協力すること。
- ② 利便増進誘導区域内及び周辺について、日常的な道路の点検を行い、必要に応じて道路管理者に報告すること。
※日常的な点検とは、舗装の陥没、ひび割れ等の道路に関する異常について、目視にて確認を行うことを指します。

③ 利便増進誘導区域内について、日常的な道路の清掃を行うとともに、区域外についても定期的に清掃を行うこと。

※ここでいう道路の清掃は、機械を使用しない作業を指します。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。

(別紙2参照)

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

④ 利便増進誘導区域内及び区域外の植栽について、日常的な清掃及び定期的な除草等の管理を行うこと。

※ここでいう除草等は、機械を使用しない作業を指します。

※「区域外」とは、具体的に占用する場所を含む交差点から交差点までを指します。

(別紙2参照)

※「定期的に」とは、具体的に最低月一回以上を指します。

⑤ 大手前通りにおける不法占用物について、道路管理者と協働で対策等を行うこと。

⑥ 大手前通りにおける既存イベントへの対応について、姫路警察署及び周辺地域と協議を主体的に行い、連携、協力を行うこと。

※対応方針として、ゆかた祭り開催時は占用物件を一時的に全撤去、姫路城マラソン・お城まつり開催時は占用物件を残置できることを原則とします。

ただし、上記のイベント開催時には、占用物件の使用の可否を含め、事前に姫路警察署、周辺地域、イベント主催者等との協議を必ず行ってください。協議の結果、原則以外の対応となる場合は、道路管理者に報告してください。

(6) 占用料の単価

(1) に掲げる①～⑤の占用物として設置できる公募対象歩行者利便増進施設等にかかる占用料は、(5)の遵守を前提条件として、姫路市道路占用料徴収条例に基づく単価に9割減免を適用した金額です。

① 広告塔 : 1年あたり 690 円/m² ※表示面積が 10 m²以上のもの

看板 : 1年あたり 820 円/m² ※表示面積が 10 m²以上のもの

② ベンチ、街灯等 : 1年あたり 290 円/m²

③ 標識 : 1年あたり 250 円/本

④ 食事・購買施設 : 1年あたり 1,000 円 /m²

⑤ イベントに伴い設けられるもの : 1月あたり 90 円/m²

占用料の額は、公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画に基づく、公募対象歩行者利便増進施設等の種類、場所、数量、期間によって計算します。なお、臨時的なイベントや設置物の増加を年度中に行う場合は、認定歩行者利便増進計画の変更の手続きを行い、増加分について占用料の計算を行います。

(7) 認定の有効期間

認定日から令和9年3月31日まで

※(4)のとおり占用期間の開始日は変動しますが、終了期限は令和9年3月31日までとします。

(8) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項

① 公募選定の日程

本公募選定にかかる主な日程は以下のとおりです。

令和4年1月27日(木)	・公募占用指針公示及び交付開始 ・歩行者利便増進計画書の受付開始 ・公募占用指針に関する質問受付開始 ・公募占用指針説明会開催の申込開始
2月7日(月)	・公募占用指針説明会の開催
3月18日(金) 午後5時	・公募占用指針に関する質問書の締切
3月28日(月)	・公募占用指針に関する質問書に対する回答
4月5日(火) 午後5時	・歩行者利便増進計画書の提出締切
4月6日(水)	・資格の確認、警察協議開始
4月中旬	・歩行者利便増進計画の評価 ・占用予定者の選定
5月6日(金)	・占用予定者への通知

② 占用予定者の決定方法

ア 提出された計画書について、**5 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査**にかかげる評価対象資格の審査を行います。

イ アにより基準に適合していると認められるときは、学識経験者2名以上で構成される選定委員会において、**6 評価の実施**に掲げる評価基準に基づき歩行者利便増進計画の評価を行います。

ウ 評価の結果、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出したものを占用予定者として選定し通知します。

3 歩行者利便増進計画等の作成等

(1) 歩行者利便増進計画等の作成

歩行者利便増進計画等の以下の作成様式1～11により作成し提出してください。

① 歩行者利便増進計画【様式1】

② 事業の目標・実施方針・実施体制【様式2-1】

③ 事業のイメージ・デザインコンセプト【様式2-2】

- ④ 事業の実施計画【様式2-3】
- ⑤ 法人及び団体の概要【様式3-1】、役員及び構成員名簿【様式3-2】
- ⑥ 歩行者利便増進施設等の設置計画【様式4-1】【様式4-2】
- ⑦ 歩行者利便増進施設等の管理運営計画【様式5-1】、災害等非常時における連絡体制【様式5-2】
- ⑧ まちづくり、賑わい創出等の取組の実績、道路の清掃等、維持管理に関する取組実績【様式6】
- ⑨ 収支計画【様式7】
- ⑩ 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る誓約書【様式8】、暴力団排除に関する誓約書【様式9】

なお提出書類作成における留意事項については、別紙「姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り）公募占用指針に係る歩行者利便増進計画作成要領」を確認してください。

提出された歩行者利便増進計画等に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む歩行者利便増進計画等については、無効とすることがあります。

(2) 歩行者利便増進計画の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和4年4月5日（火）午後5時まで【必着】

※期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

② 提出先

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

本庁舎6階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

④ 提出部数

別紙「姫路市道幹第1号線（通称：大手前通り）公募占用指針に係る歩行者利便増進計画作成要領」に基づき提出してください。

4 公募占用指針説明会及び公募占用指針に関する質問

(1) 公募占用指針説明会の開催について

① 開催日時

令和4年2月7日（月）14時から

② 開催場所

姫路市総合福祉会館 5階 第3会議室

③ 参加申込方法

【様式10】に必要事項を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。

④ 参加申込提出先

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

本庁舎6階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

E-mail : dorokanri@city.himeji.lg.jp

⑤ 参加申込期間

公告の日から令和4年2月3日（木）午後5時まで

※希望人数等によっては、会場を変更する場合があります。その際は、参加申込書の連絡先にご連絡いたします。

(2) 公募占用指針に関する質問について

① 質問受付期間

公告の日から令和4年3月18日（金）午後5時まで

② 提出方法

【様式11】に必要事項、質問を記載のうえ持参又は電子メールで送付してください。

③ 質問提出先

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

本庁舎6階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）

電話 079-221-2648

E-mail : dorokanri@city.himeji.lg.jp

④ 質問回答日

令和4年3月28日（月）午前9時から令和4年4月5日（火）午後5時まで

（公開アドレス：<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000019462.html>）

質問者に対して個別に回答することはありません。

提出いただいた質問に対しては、ホームページで一括して回答を公表します。公表の際、質問内容を要約または一部の表現を改めさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

また公募の公平性を確保するため、提出された歩行者利便増進計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

5 歩行者利便増進計画の評価対象資格の有無に係る審査

歩行者利便増進計画の警察協議及び評価を受けるためには、以下の項目について全て満たす必要があります。

- (1)歩行者利便増進計画が、公募占用指針及びその留意事項に照らし適切なものであること。
- (2)公募対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること。
- (3)公募対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかでないこと。
- (4)歩行者利便増進計画の提出者（提出者が法人又は団体等である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
 - ① 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき。
 - ③ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき。
 - ④ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
 - ⑤ 宗教活動又は政治活動を活動目的としているとき。
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑨ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑪ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき。

6 評価の実施

(1) 評価の考え方

本指針にもとづき、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するための道路であることが十分に理解され、公募対象歩行者利便増進施設等の占用にかかる事業の実施を通じて歩行者の利便の増進を最

も図ることとする提案を適切に評価されるよう留意し、項目ごとに点数配分するなど可能な限り定量的に評価を行います。

(2) 評価項目及び評価内容

- ① 事業の実施方針
 - ・事業運営の目標
 - ・事業のイメージ、デザインコンセプト
- ② 事業の実施体制
 - ・申請者と大手前通り、周辺地域との関係性
 - ・事業を行う上での組織体制、構成員の役割分担
- ③ 公募対象歩行者利便増進施設等の設置計画
 - ・施設設置の範囲、配置、バリアフリーへの配慮
 - ・設置施設の実現性
 - ・目標、イメージ、デザインコンセプト等と設置計画の方向性
 - ・設置計画における平日・休日を問わない効果の継続性
- ④ 公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営計画
 - ・歩行者の利便の増進に資する管理運営計画
 - ・災害、悪天候及び防犯、防火等に対する対応方法
 - ・施設設置に伴い講じる清掃その他の措置の内容
 - ・まちづくり、賑わい創出等及び道路の清掃等、維持管理に関する取組の実績
- ⑤ 事業の実施計画
 - ・計画内容
 - ・収支計画

(3) 占用予定者の選定

- ① 提出された歩行者利便増進計画に関する評価点
 - 選定委員会において、占用指針、歩行者利便増進計画作成要領に基づく申請書類により、各委員が採点し、各委員の合計点をもってこれを選定委員会としての評価点として決定し、評価点の最も高い応募者を占用予定者とします。
 - ただし、合計点が満点の60%以上であることを最低基準とします。
- ② 応募者が1者又は無い場合の取扱い
 - 応募者が1者のみの場合であっても、評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たす場合、当該応募者を占用予定者とし、最低基準に満たない場合は失格とします。当該1者が最低基準を満たさない場合又は応募者が無い場合は占用予定者の該当はなしです。
- ③ 占用予定者となりうる評価点が同じであった場合の取扱い

評価の結果、評価点が同じであった場合については、選定委員会による決選投票を行うこととします。

(4) 警察協議について

道路の占用にあたって道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要となる場合は、道路管理者において提出された歩行者利便増進計画を元に姫路警察署と協議を行います。

(5) 占用予定者選定の通知、公表

占用予定者を選定したときは、占用予定者に対し、道路の占用の場所、歩行者利便増進計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに公募の実施結果（公募占用指針件名、道路の占用の場所、評価結果、占用予定者（個人の場合は「個人」とします。））を公表します。

(6) 占用予定者選定の取消し

占用予定者が選定後の手続を辞退した場合は、占用予定者選定を取り消し、次点の応募者を占用予定者とみなします。

7 歩行者利便増進計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

占用予定者が提出した歩行者利便増進計画を認定した場合、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、姫路市建設局道路管理部道路管理課に一定期間備え付けるとともに、市ホームページに掲載します。また、占用予定者に対しては、歩行者利便増進計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、姫路警察署との協議の結果等を踏まえ、歩行者利便増進計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定歩行者利便増進計画の変更

公募対象歩行者利便増進施設等の機能の充実等により、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与することが見込まれると認められる場合のほか、災害等による道路状況の変化により公募対象歩行者利便増進施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、姫路警察署から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定歩行者利便増進計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占用の許可

(1) 占有許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占有許可申請を行ってください。

①申請窓口

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
本庁舎6階 建設局道路管理部道路管理課（管理第二担当）
電話 079-221-2648

②申請書類

- ア) 道路占有許可申請書
- イ) 認定された歩行者利便増進計画
- ウ) 歩行者利便増進計画認定通知（写し）
- エ) 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ) その他道路管理者が必要であると認める書類

③申請期限

- ア) 占有許可申請は、歩行者利便増進計画の認定日から15日以内に行ってください。
- イ) 特段の理由無く、占有許可の申請手続を行わない場合は、歩行者利便増進計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占有許可の条件

対象物件や占有の場所に応じ、以下の一般条件のほか、歩行者利便増進施設等ごとに令及び関連通達に基づく条件等を付与します。

- ① 歩行者の通行の安全を図ること。
- ② 占有する際には、既存の道路付属物の使用を妨げないようにすること。
- ③ 消防活動用空地における占有物件は、緊急時に容易に移動が可能なものであること。

と。

- ④ 乗り入れ部を占用する場合は、沿道地権者と協議を行い、同意を得ること。
 - ⑤ 占用物件の落下、剥離、老朽、汚損等がないように、定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
 - ⑥ 道路の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、占用者の責任において損害を賠償し、又紛争を解決すること。
 - ⑦ 占用に起因する事故及び苦情は、占用者で責任をもって対処すること。
 - ⑧ 道路管理上支障が生じた場合及び道路管理上の都合により移設、撤去が生じた場合は、占用者の費用負担により、速やかに支障のない措置を講じること。
 - ⑨ 規定の占用料は、期日までに納入すること。
 - ⑩ 強風、大雨、大雪等の悪天候が予想されるときは、速やかに必要な措置を講ずること。
 - ⑪ 占用物件に起因し道路等を損傷した場合は、姫路市の指示どおり復旧すること。
 - ⑫ 占用の終了後は原状復旧すること。
 - ⑬ 歩道上に工事関係車両を駐車しないこと。
 - ⑭ 占用に伴い、他法令にかかる手続きが必要な場合は、別途申請等を行うこと。
- なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

(3) 占用許可の期間

認定歩行者利便増進計画に記載された期間中、占用を認めます。

(4) 占用料の額及び支払方法

① 占用料の額について

- ア 土地の価格の上昇等を踏まえて姫路市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が改定された場合には、改定後の占用料の額を適用して計算します。
- イ 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、当該1年未満の期間は月割をもって計算し、この場合において1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は1月として計算します。
- ウ 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該1月未満の期間は1月として計算します。
- エ 占用物件の数量が1㎡若しくは1m未満であるとき、又は1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、当該1㎡又は1m未満の占用物件の数量は1㎡又は1mとして計算します。
- オ 占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。

② 占用料の支払いについて

ア 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度5月31日までに支払うものとし、なお、支払い方法は、道路管理者が発行する納入通知書により納めるものとし、

イ 年度途中で差額の占用料が発生した場合は、占用許可後10日以内に支払うものとし、

ウ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

エ 自己の都合に伴い年度途中で認定歩行者利便増進計画の変更、取消を行ったことにより占用料の減額が生じて、既納の占用料は還付できません。ただし、災害等の真にやむを得ない事情により認定歩行者利便増進計画を変更する必要がある場合は、この限りではありません。

③ その他

ア 上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項については、姫路市道路占用料徴収条例によるものとし、

イ 上記以外の占用料の額及び支払方法にかかる事項で、姫路市道路占用料徴収条例にもよらない事項については、道路管理者と占用予定者と協議するものとし、

9 占用許可後の留意事項

(1) 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間について

① 占用期間終了後の更新の有無及び更新期間については、取組みの実績、大手前通りの現状等を考慮し、学識経験者等の意見を踏まえたうえで、占用期間の最終年度中に判断します。

② 改めて公募占用を行う場合において、取組内容が適切であると判断された際には、次の占用予定者の選定時において取組内容や実績を評価の加点対象とします。

(2) 活動実施報告書の提出について

道路占用許可を受けた認定計画提出者は、原則として年1回、当該年度の3月に、活動実施報告書（任意様式）を道路管理者に提出することとします。

(3) 収支報告書の提出について

道路占用許可を受けた認定計画提出者は、原則として年1回、当該年度の3月に、収支報告書（任意様式）を道路管理者に提出することとします。

10 その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 歩行者利便増進計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された歩行者利便増進計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された歩行者利便増進計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、歩行者利便増進計画の評価に係る審査のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定しなかった歩行者利便増進計画は、原則として返却いたしません。